

日本運動生理学会 名誉会員推薦に関する規程

令和 5（2023）年 8 月 23 日制定

第 1 条 日本運動生理学会(以下「本学会」という)会則第 6 条に基づき、名誉会員の推薦に関する規程を設ける。

第 2 条 名誉会員は、年齢 70 歳以上で、且つ、会員歴 30 年以上の会員の内、特に本学会に対して貢献のあった者であって、研究者の範となる者とする。ただし、正会員及び役員の任期中に名誉会員になることはできない。

本学会への貢献度は、

- (1) 学術的貢献（運動生理学に関する著書，論文，学会発表等）
- (2) 学会運営に対する貢献等（役員歴）等によって評価する。

第 3 条 理事会は、名誉会員候補者を推薦し、審議し、本人の承諾を得た上で、総会に推薦する。総会で承認が得られたら、その次年度から名誉会員となるものとする。

第 4 条 名誉会員の待遇は次の通りとする。

- (1) 年度会費の免除
- (2) 学会大会参加費の免除
- (3) 終身、本学会が発行する出版物の寄贈

第 5 条 名誉会員は、選挙権及び被選挙権を有しない。

第 6 条 名誉会員の資格を得た後でも、第 2 条に該当しない事項が認められた場合には、その資格を取り消すことができるものとする。

第 7 条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。